

文化芸術活動基盤強化基金

クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）

募集要領（分冊3）



【第1期】：令和7年度～令和9年度

- ☐メニュー＜2＞コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援
【補助型】

全メニューに共通する事項は「本冊」に記載しています。必ずご確認ください。

《助成金交付要望書の提出期間》

令和7年4月30日（水）10：00～5月19日（月）17：00

令和7年4月
独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

支援の仕組み	2
プロジェクト（第Ⅰ期）に求める要件	8
プロジェクトの評価指標及び目標値の設定	11
採択決定（内定）後の手続	13
対象となる経費	17
審査要領	20

メニュー＜2＞コンテンツ創造・海外展開のための実践的な 社会人育成支援【補助型】支援の仕組み

－企業・団体等による実践的な社会人育成プログラムの開発・実装－

○ 事業の趣旨

国内で一定の制作・発表実績があり、かつ、今後、海外での活躍が期待されるクリエイター等を対象に、世界に通用するクリエイター（漫画家、アニメーター、作曲家、脚本家等）や専門人材（編集者、プロデューサー等）を育成するため、当該分野における我が国の企業・団体等が、創造活動の企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP 開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルを調査し、スキル標準等を作成し、海外専門機関での実践も含め、それらの必要なスキルを習得できる育成プログラム等を開発・実装化する取組を一貫して支援します。

○ 育成プログラムの対象者

国内で一定の制作・発表実績があるクリエイター等（※）で、国際的な活躍が期待される者

（※本冊 P. 5「対象となる分野」の職種の例を参照）

原則として、日本国籍または日本の永住資格を有する者のみ。

○ 対象となる取組及び応募資格

マンガ、アニメ、ゲーム、映画（実写映画及びアニメーション映画）、音楽（ポピュラーミュージック関係）、演劇・舞踊（ライブ・エンターテインメント関係）、デザイン等（デザイン、ファッション、建築、分野横断的新領域）の区分において、企業等が国内外の企業・団体等と連携して、海外展開をする上で必要なスキルを明らかにし、国内で一定の制作・発表実績があり、国際的な活躍が期待されるクリエイター等が、効果的にそれらを習得することができる国際的な場での実践を含めた育成プログラムの開発・実装を一貫して行う取組を支援します。

国内で一定の制作・発表実績があり、国際的な活躍が期待されるクリエイター等に海外での実践の場で活動する場を提供するプログラムとして開発を行い、最終的には育成されたクリエイター等が海外で活躍し、評価されることを目指します。

対象となる取組	当該分野の企業・団体等が、国内外の企業・団体等との連携により国際的な場での実践を含めた育成プログラムの開発・実装を行う取組
応募資格	<u>法人格を有する我が国の企業・団体等（※）</u> ・応募者は当該分野に専門性を有し、法人格を有する我が国の企業・団体等とします。 ・事業責任者は本事業の中心的役割を果たす者であって、当該企業・団体等の代表者または当該企業・団体等に所属する者とします。

支援件数	各区分1件程度
------	---------

※ 具体的には、以下の要件を充たす企業・団体等とします。

① 代表者または応募しようとするプロジェクトの運営の中核となる者等が、過去にクリエイター、専門家等として海外で作品の公開等を行った実績を有する者、海外専門機関のネットワークを有する者であること。

② 監事・監査役等による会計監査を実施していること。

※ 実行委員会を組織している場合は、その委員会の中核となる団体（総製作費を管理し、製作に係る経理事務や活動を統括する等）が、上記の応募資格を有していれば、その団体の名義をもって応募することができます。製作委員会名義での応募はできません。

（応募時に実行委員会の中核団体である旨を証明する書類（実行委員会組織に当たり、団体の担当する業務内容が明示された契約書等）の写しを提出してください。中核団体は支援の終了後5年間帳簿等を保管するものとし、正当な理由なく、帳簿等が保管されていないことが判明した場合には、交付された補助金の返還を求めることがあります。）

○ 予算規模

助成対象経費の合計額（※1）の範囲内、かつ、自己負担金（※2）の範囲内の額を助成します。また、**1プロジェクトあたり原則として2億円（【第Ⅰ期】分）を助成金額の上限**とします。

※1 助成対象経費については、助成対象経費一覧（P. 17）を参照してください。課税事業者の場合は、助成対象経費の合計額から消費税および地方消費税相当額を控除した額を指します。

※2 助成対象経費及び助成対象外経費の合計額から自己収入額（育成プログラム構築等に当たって生じた収入、他の助成金等）を除いた額を指します。

- ・ 事業予算の制約上、助成対象経費の合計額満額が助成されるとは限りません。
- ・ 助成金の額は、取組の目的・内容等を踏まえ、計上された必要な経費を精査した上で決定します。
- ・ 助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱（以下、「交付要綱」といいます。）等に基づき、助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、ご注意ください。

○ 取組のイメージ

第Ⅰ期 (今回)	令和7年度 ～9年度	・海外の情勢・制度等の調査分析の実施、必要なスキル標準等の作成 ・海外専門機関等と交渉し、講師派遣・受入れ等の開始、育成プログラムの開発・実装 ・少なくとも1回以上の国際的な場での実践も含めた育成プログラムの開発・実装 ・国際見本市・フェスティバル等への派遣や、展示・公演等の企画・発表などを通じた、海外専門機関とのネットワーク形成 等	・関係業界や教育機関への成果、取組の普及を行うガイダンス、ワークショップ・セミナー等の実施 ・育成プログラムにおいて国内外の就業・労働環境改善に向けた取組を紹介 等
第Ⅱ期	令和10年度 ～11年度	・世界的に認知される場で作品のピッチやアクセラレーション等を行い、海外事業者と事業提携等の実現を目指す 等	

【第Ⅰ期(3年以内)】

- 当該分野の国内外の企業・団体等と連携して、国内で一定の制作・発表実績があるクリエイター等が海外展開を視野に活動するために必要なスキルについて最新のトレンドを踏まえて調査を実施。当該分野の業界において必要なスキル等の明確化を図るとともに、ローカライズ・カルチャライズ等に必要な海外の情勢・制度等の調査分析等も行い、体系化したスキル標準、スキルマップ等を作成し、海外関係機関での実践も含めた育成プログラムの開発や評価方法等の検討に活用。
- 国内で一定の制作・発表実績があるクリエイター等のうちから、国際的な活躍が期待される者を育成プログラムの対象者(以下「育成対象者」という。)として選定。
- 業界統括団体等との連携・協力により、調査結果やスキル標準等に基づき、海外展開を視野に入れた育成プログラムを開発・実装。
- 育成対象者を中心に海外展開や国際共同制作など目指した企画開発を行うなどの海外専門機関での実践の場も含めた育成プログラム構築を目指すため、海外専門機関と交渉し、人材育成に関する覚書など締結。企業や海外専門機関からの講師派遣・受け入れ等を開始。
- 国際的な場での実践も含めた育成プログラムの開発・実装に着手。例えば、育成対象者の国際見本市・フェスティバル等への派遣や、海外での作品の展示や公演等の企画・発表などを通じた、海外専門機関とのネットワーク形成を図る取組を実施。

【第Ⅱ期(4、5年目)】

5年以内に育成プログラムの実装を終え、企画開発した作品等の内容を世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等や企業・団体等の場においてでピッチやアクセラレーション等を行い、海外事業者と事業提携等の実現を目指す。

【第Ⅰ期、Ⅱ期を通じた取組】

当該分野の企業・団体等との連携により、例えば以下のような取組を実施。

(例)

- ・ 当該分野におけるクリエイター等志望者、企業・団体等、高校・大学・専門学校等教育機関に対し、海外展開を視野に活動を展開するために必要なスキルに関する調査等を踏まえた成果、取組の普及を行うガイダンス、ワークショップ・セミナー等を実施。
- ・ 育成プログラムにおいてクリエイター等が安心・安全な環境で創造活動に取り組むことが可能となるよう、適正な契約関係構築 就業・労働環境改善に向けた取組を実施(ワークショップ・セミナー等や、HP 等を通じた普及に関する取組)

※文化庁「文化芸術の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」、「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」などを参考にしてください。

取組に盛り込むべき観点

以下の①～④の観点を盛り込む取組のみ応募可能です。

- ① 産業界において国際的に活躍が期待されるクリエイター等の具体的な育成ニーズが現に存在する、または、見通しのある分野に係る育成等に取り組む計画であり、現在、国内で活躍するクリエイター等に対する必要な育成プログラムが想定されている計画であること。また、育成のプロセス含めた成果を広く分野に関係する企業・団体等と連携・協力して公表することが可能であること。
※ 公表する成果については、例えば、当該業界の人材に求めるスキルに関するニーズ、育成プログラムの概要、実践内容などとともに、育成対象者の成果をシンポジウム等において報告などを行い、当該業界で海外展開を目指すクリエイター等や企業・団体等の活動に資するよう広く成果を公表する。
※ 業界統括団体等の場合は、当該分野の人材を必要としている複数の企業・団体等と事前協議を行っている、または行う計画であること。
- ② 国内外における当該分野のニーズ等を踏まえた海外展開を想定した企画開発・発信・交渉・ローカライズ・IP 開発・ライセンス管理・先端技術を活用した制作等に必要なスキルの明確化に関する実践的な取組(スキル標準等の作成やケーススタディ等)、体系的なプログラムの編成、プログラムの成果を評価する仕組みを構築し、そのために必要な体制を構築する計画となっていること。その際、国際的な実践の場を活用した評価等、育成終了時における学習成果の質の保証にも十分留意すること。
- ③ 海外関係企業・団体等との具体的な連携による育成プログラム構築・実践を想定した計画であること。現在国内で活躍するクリエイター等を募集・選抜し、国際展開に必要な実践の場を含めた育成プログラムを実施・評価すること。
※ 例えば、海外展開の知見があるアドバイザー、コーディネーター等を配置し、当該分野において強みを持つ海外展開を視野に入れた国内外の企業・団体等や海外専門機関等と連携したプログラム開発・実施の運営に当たること。関係分野に強みを持つ海外専門機関、世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等との連携による実践的な派遣プログラム(共同製作や、発信・交渉等含む)の整備・評価の実施 等
- ④ 当該分野における就業・労働環境等の状況を踏まえた改善に関する取組が計画に含まれていること(例:適正な契約や就業・労働環境の改善につながる研修、ワークショップ・セミナー等の実施 等)

＜以下は審査基準において審査項目または《加点要素》として設定＞

- ⑤ 制作活動を予定している場合は、募集要領本冊 P.10 及び P.11 に記載されている「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」及び/又は「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を遵守する計画であること。

企業・団体等として制作現場における環境改善の取組を行っていること(フリーランスを含めたスタッフに対し契約期間開始前に契約書を交付している、ハラスメント防止の研修会をスタッフを対象に実施した実績 等)

- ⑥ 当該分野における初等中等教育段階の教育に関する取組が計画されていること(例:産業界等の連携による実践授業開発、講師派遣、教材開発へのサポートや、実践モデルとなるプログラム構築の連携 等)
- ⑦ 育成プログラムの構築・実践を通じて、連携する企業・団体等以外の国内外の幅広い企業・団体等、大学・専門学校等教育機関との連携・協力による人材育成の取組が計画され、業界が求める多様な人材の育成・確保が見込まれること。

プロジェクト(第Ⅰ期)に求める要件

以下の内容及び要件への対応を含むプロジェクトに限り、応募することが可能です。応募に当たっては、(1)～(9)の取組について具体的に記載してください。

(1) 実施方針及び実施計画・スケジュール等の決定

(2) 育成プログラムの構築・実践における体制

○ 適切なスキル調査、育成プログラム開発等の実施に向けて、知見等を有するプロジェクトの運営の中核となる者や、当該分野におけるアドバイザーの配置などに必要な人員が参画する委員会などを設置し、その成果を明確にすること。申請様式においては、それらの者の知見等(海外での活動実績やクリエイター等育成、国内外でのビジネス展開、海外におけるニーズ等に精通した者など)を具体的に提示すること。企画提案時には、アドバイザー候補となる人物の氏名・略歴等を具体的に提示すること(本人の内諾が済んでいる場合はその旨を明記すること)。

○「コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援」の育成対象者は、アドバイザー等の助言内容等も踏まえ、育成対象者5～10名程度(グループやチームも可)を選定すること(必要に応じてこれを上回ることも可とする)。なお育成対象者は、選定時点で日本国内において一定の活動実績を有し、かつ将来において国際的に活躍することが期待できる者とし、各分野の有識者による推薦や公募による審査等、本事業の趣旨・目的に照らして最も適切な者を選出できる方法により選定すること(企画提案時に育成対象者の予定人数や選考方法・選考基準・選考者等を具体的に明記すること)。

選定した育成対象者には、本事業の趣旨及び実施内容について十分な説明及び確認を行い、本人の同意の上で各取組を開始すること。なお、育成対象者及びアドバイザーと受託者間で業務委託契約等の契約を締結し、育成プログラム参加のための前提条件や活動時のトラブル発生時の対処方法について明確化すること。また、育成プログラム実施期間中に育成対象者を途中変更することは原則として想定しない(育成対象者の追加は可能)。

(3) 海外展開に向けた国際的な場での実践を含めた育成プログラムの開発・実装

○ 育成プログラムにおける国際的な場での実践を想定し、【第Ⅰ期】に少なくとも1回以上、海外における実践に係る計画が含まれていること。また、国内では、海外での実践に向けたカリキュラムが含まれていること。

(例) (国内で習得する内容) 海外に向けて作品の企画開発に必要な知識、海外市場・ライセンス管理等についての知識(講義等)、海外に対する発信力及びプレゼンテーション力などの習得 等

(例) (海外での実践で行う内容) 海外でのリサーチやレジデンスの実施、海外展示・発信等への参加、世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等に育成対象者を派遣、作品の企画発表や作品を出品等すること(応募時に具体的な派遣・出品等先候補とその選定理由について提示すること)。またそれらに向け、育成対象者への指導・助言等のサポートを行うこと。

- 海外での実践について、今後の育成対象者の活躍に資するものであることを念頭に選定することとし、それらの連携先の団体名・選定理由等を具体的に提示すること。なお、団体等との連携に関する内諾が得られている場合はその旨を明記すること。
- 派遣・出品等先の国際見本市・フェスティバル等との交渉や調整、作品の企画開発などの調整、翻訳、ローカライズ、国内外メディア対応、関連する情報発信等を実施すること。
- 採択後、連携先等の事情や海外情勢などの理由により海外の実践の場を変更する際には、振興会及び文化庁と協議の上変更すること。

(4) 成果発表等

(2)及び(3)の実施を通じて得られた成果について、当該企業・団体等以外の当該分野の企業・団体等、その他クリエイター等志望者、有識者、業界関係者等へ還元することを目的に、国内向けの成果発表会等を実施すること。成果発表会等の形式は問わないが、広く一般の参加・観覧等が可能な体制とすること。

(5) 普及的な取組及び広報等の実施

- 選定された団体は、事業計画書に記載した上記の要件を満たす質の高い教育等に向けた計画の具体化に努めるとともに、その進捗報告を(4)のほかホームページや広報等を通じて広く行うこと。
- クリエイター等を育成する関係機関や、今後、クリエイター等として国際的な活躍等を目指す際に必要となるような知識・ノウハウ等を普及する取組を実施すること。
- 本事業及び本プログラムの実施効果を高めるため、必要となる広報施策(派遣・出品等先となる海外現地の人脈を活かした広報、普及的な取組、成果発表等の実施周知、有識者・業界関係者等への本事業のPR等)を積極的に実施すること。実施に当たっては、振興会または文化庁が実施する広報施策や、別区分の助成対象者及び受託者が実施する本事業全体の広報施策等との連携を図ること。

(6) 実施成果の分析・検証(令和7年度～9年度の3年間)

- 各採択プロジェクトの成果検証(本冊P.13参照)

本メニューでは、各助成対象者から報告された内容や収集したデータ等に基づき、各採択プロジェクトの進捗の全体把握や成果の分析・検証を行う予定です。取りまとめた成果等の内容は【第Ⅱ期】の助成継続の判断に活用されるほか、文化庁へ報告されるとともに振興会ホームページ等でも公表予定です。振興会・文化庁で得られた分析結果や意見は各助成対象団体へもフィードバックされます。

(7) 令和10年度の取組に向けた準備等

(1)で策定された令和11年度末までの実施計画に基づき、令和10年度以降の取組の実施に向けた準備・調整等を実施すること。

(8) 事務局の設置・運営等

- 育成プログラムの実施に必要な企画、運営、事務等を行うため、助成対象者において事務局を設置すること。
- 業務従事者の実績、専門的知見等を考慮した上で、育成プログラムを実施するために適切な人員を配置するとともに、執行体制と役割分担を明確にし、実施体制を確立すること。

- 実施計画に基づき、振興会への必要な連絡と事務を執り行うこと。なお、育成プログラムの実施期間中は、振興会及び文化庁と定期的に協議の場を設けること。
- 育成対象者について、育成プログラムの終了後もその活動状況を把握し、振興会または文化庁より求められた場合は速やかにこれを報告できる体制を整えること。
- 振興会または文化庁(その業務委託先を含む)が本事業全体の広報施策を実施する際、各種素材の提供(育成対象者やアドバイザー、またはその作品を取り上げる場合は、これにかかる許諾・権利処理等の一切の手続きを含む)、取材調整、記事執筆等の必要な協力を実施すること。
- その他、業務の実施状況を踏まえ育成プログラムに係る追加的な提案を随時行うこと。

(9) その他、本事業の目的達成のために必要な事項

※ 留意事項

- ・事故等(例:第三者に損害が生じた場合、不測の事態により本業務の履行に影響を生じた場合等)が発生した場合は、速やかに振興会に報告し、指示を求めること。
- ・他省庁や他団体との連携が必要な場合は、振興会に報告し、同意を得ること。

プロジェクトの評価指標及び目標値の設定

本事業では、採択されたプロジェクトが本事業の趣旨・目的(本冊P. 4参照)を踏まえた適切なものとして実施されているかを分析・検証するための材料として、各プロジェクトにおいて、実施状況・実施内容に対する「評価指標」及びその「目標値」を予め設定し測定する必要があります。プロジェクトの計画及び実施に当たっては、これらの定量的及び定性的な評価指標を意識した取組が求められます。

本メニューにおけるアウトプット(活動目標)・アウトカム(成果目標)を整理したロジックモデルをウェブサイトに掲載していますので、ご参照の上、各プロジェクトの特色も踏まえた評価指標等の設定を検討してください。

【第Ⅰ期】令和9年度まで(3年目)まで

短期アウトカムとして、企業・団体等が、コンテンツ創造・海外展開において必要な交渉・ローカライズ・IP 開発・ライセンス管理等に必要なスキルの調査・可視化を行い、それらに基づいた実践的な育成プログラムを開発することが見込まれることから、以下の評価指標を設定しています。

〔評価指標(必須項目)〕

- コンテンツ創造・海外展開のための実践的な育成プログラムの開発・実装数
(※ 5年内の育成プログラムの開発・実装後の育成数の目標値を含む)
- 育成プログラムの構築・実践を通じた海外ネットワーク形成における国内外の教育機関・企業・団体等との連携体制(連携先の企業・団体数、提携数、拠点形成数など)

〔その他、成果の把握に際して必要となる項目例〕

- ☐ 国内外で展開されたワークショップ・セミナーの数(数・内容等)
- ☐ 世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等における取組等の実施数及び内容、それらに対する専門家や企業・団体等による評価等の数及びその内容
- ☐ 活動に対する国内・海外からの反応
- ☐ その他、申請団体が設定する独自の評価指標

(参考)【第Ⅱ期】令和11年度(5年目)まで

長期アウトカムとして、コンテンツ創造・海外展開のための実践的な育成プログラムを開発・実践し、対象となるクリエイター・専門人材を中心に海外展開や国際共同製作などを目指した企画開発を行うなど、海外関係機関での実践も含めた育成を行った結果、育成プログラムの参加者による海外の著名な賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等や、文化施設等への出品・参画が見込まれることから、以下の評価指標を設定しています。

〔評価指標(必須項目)〕

- コンテンツ創造・海外展開のための実践的な育成プログラムの開発・実装数
(※ 5年内の育成プログラムの開発・実装後の育成数の目標値を含む)
- 育成プログラムの参加者が海外の著名な賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国際見本市・フェスティバル等や、文化施設等へ出品・参画して高い評価を受ける件数

〔その他、成果の把握に際して必要となる項目例〕

- ☐ 国内外で展開されたワークショップ・セミナーの数(数・内容等)
- ☐ 国内外で展開された国際見本市・フェスティバル等における取組等の実施数及び内容、それらに対する専門家や企業・関係団体等による評価等の数及びその内容
- ☐ 活動に対する国内・海外からの反応
- ☐ その他、申請団体が設定する独自の評価指標

※ 採択となった場合は、審査内容等を踏まえプロジェクトに対するフィードバックを速やかに実施する予定ですので、評価指標及び目標値等も適宜見直した上でプロジェクトを開始してください。

※ 設定された評価指標(及び目標値の達成度)に基づき、振興会・文化庁では以下の取り組み等を行う予定です。

- ・ 個々のプロジェクトに対する伴走型支援(進捗管理及び必要な助言・相談等)の実施
- ・ 助成事業全体の進捗把握や成果の分析・検証・公表
- ・ プロジェクトの評価、評価結果の第Ⅱ期継続判断への反映 等

採択決定(内定)後の手続について

助成金の交付に係る審査後のながれ

【プロジェクト開始前】

(1) 助成金交付申請書の提出 <令和7(2025)年7月頃>

採択の決定(助成金の交付内定)を受けた団体がこれを受諾した場合には、交付申請書を所定の期間内に振興会に提出する必要があります。振興会は、交付申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付決定を行い、交付決定通知書により当該団体に通知します。

【交付決定後】

(2) プロジェクトの開始

(3) 助成対象活動実績報告書<年度終了>の提出

<令和8(2026)年4月下旬／令和9(2027)年4月下旬まで>

助成の交付決定を受けた団体は、年度終了ごとに、当該年度におけるプロジェクトの実施結果を振興会に報告する必要があります。

(4) 【第Ⅰ期】の検証・評価 <令和9(2027)年度中>

第Ⅰ期の終了が近づくと、助成を受けたプロジェクト(第Ⅰ期)について、各種実績値や報告内容等を踏まえ、有識者等による検証・評価が行われます。その際、「取組に盛り込むべき観点」及び「プロジェクトの評価指標及び目標値」に関する成果が達成されていないと認められる場合は、第Ⅱ期の助成は認められませんのでご注意ください。検証・評価の結果は、団体へも伝達され、また、振興会ホームページ等でも公表されます。

【プロジェクト(第Ⅰ期)終了後】

(5) 助成対象活動実績報告書<最終報告>の提出 <令和10(2028)年4月上旬まで>

プロジェクトの終了後、実績報告書によりプロジェクトの最終的な実施結果を報告する必要があります。

振興会は、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により当該団体に通知します。

なお、助成対象経費が交付申請書に記載の額より少なくなった場合には、助成金の額が交付決定額より減額となる場合があります。また、助成金の額の確定は千円単位(端数切捨)となります。

(6) 助成金の交付(支払)

助成金の額の確定後に、助成金支払申請書を提出してください。

振興会はこれを受けて、助成対象団体名義の口座に銀行振込にて助成金を支払います(個人の口座は不可)。

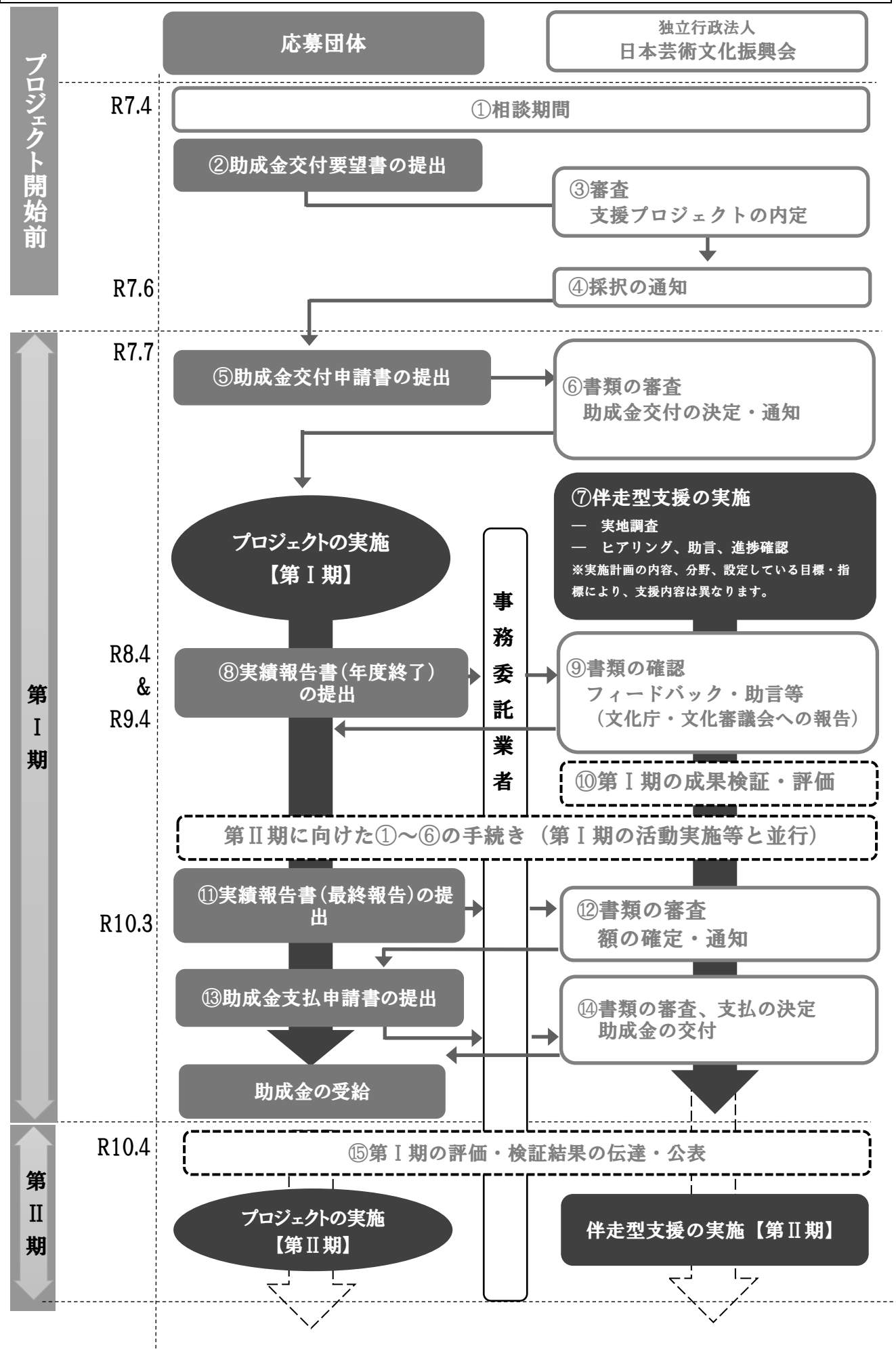
【概算払い】

採択後、所定の手続きを終え交付決定を受けたプロジェクトについては、プロジェクトの進捗に関わらず助成金の一部支払い(前払い)を受けることができる「概算払」が利用可能です。

ただし、概算払が可能な額には上限があります。詳細は採択後にご確認ください。

※ プロジェクト終了後に助成金の額の確定を行った結果、確定金額が受領済みの金額を下回った場合、速やかに過払い分を返還いただくこととなりますのでご注意ください。

<参考>手続きのフロー



項 目	時 期	内 容
① 相談期間	令和 7 年 4 月 7 日 ～4 月 28 日	本助成事業の内容や応募方法については、まず募集要領、記入例を御確認ください。併せて、お問い合わせフォームにより応募相談を受け付けております。 <u>※応募相談は応募の必須条件ではありません。</u>
② 助成金交付要望書の提出	令和 7 年 4 月 30 日 ～5 月 19 日	支援を希望する団体は、助成金交付要望書を提出してください。
③ 書類の審査 支援プロジェクトの内定	令和 7 年 5 月下旬 ～6 月下旬	提出された書類の内容を審査し、支援プロジェクト及び支援額を内定します。審査の詳細については、P. 20を参照してください。
④ 採択の通知	令和 7 年 6 月下旬	内定した団体(以下、「内定者」といいます。)に対して通知します。不採択となった団体に対しても審査結果を通知します。
⑤ 助成金交付申請書の提出	所定の期間内に 速やかに	内定者が内定を受諾した場合、助成金交付申請書を提出してください。
⑥ 書類の審査 助成金交付の決定・通知	交付申請書受理後 速やかに	書類の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、内定者に交付決定通知書により通知します。
⑦ 伴走型支援の実施	実施期間中	助言・相談等による「伴走型支援」を行います。
⑧ 実績報告書(年度終了)の提出	令和 8 年 4 月下旬 /令和 9 年 4 月下旬	令和 7 年度終了後及び 8 年度終了後は、翌年度 4 月下旬までに実績報告書(年度終了)を提出してください。
⑨ 書類の確認 フィードバック・助言等	提出後	書類の内容を確認し、団体へフィードバック・助言等を実施します。また、各年度終了後に団体合同による成果報告会を実施します。
⑩ 第 I 期の成果検証・評価	令和 9 年度中	第 I 期の実施内容に対して、振興会は成果の検証・評価を行います。評価内容は、第 II 期の助成継続の判断に当たって活用します。
⑪ 実績報告書(最終報告)の提出	第 I 期の活動終了 後1か月以内	第 I 期のプロジェクトが終了した団体は、実績報告書(最終報告)を提出してください。また、第 I 期終了後に団体合同による成果報告会を実施します。
⑫ 書類の審査 額の確定・通知	提出後	書類の内容を審査し、適正にプロジェクトが終了したと認められるときは、支援額を確定し、通知します。
⑬ 助成金支払申請書の提出	額の確定通知 受取後	額の確定の通知を受けた団体は、助成金支払申請書を提出してください。
⑭ 書類の審査、支払の決定 助成金の交付	提出後	書類の審査の後、団体に対して助成金の交付を行います。
⑮ 第 I 期の評価・検証結果 の伝達・公表	令和 10 年 4 月以降	第 I 期の実施内容に対する評価・検証結果について、団体にお伝えします。併せて、振興会ホームページ等でも公表します。

※本助成事業は、受付・精算処理等事務の一部を民間事業者に委託することを予定しています。

※概算払の実施を予定しています(時期・回数は未定)。

対象となる経費

経費の考え方

プロジェクトにおける経費は「①対象経費(プロジェクトの実施に要する直接的な経費で、その性質に照らして支援を行うことが適切であると認められる経費)」、「②対象外経費(プロジェクトの実施に要する直接的な経費であるがその性質に照らして支援を行うことが適当ではない経費)」、「③活動の収支予算に記入できない経費」の3つに大きく分類されます。

支援の対象となる経費は、対象となる実施計画に要する次に掲げる経費であって、かつ、**【第Ⅰ期】中(内定日～令和10(2028)年3月31日)に採択団体自らが支払った経費**であることが銀行振込明細書等により確認できる経費とします。

対象経費一覧

細 目	内 訳
人件費	アルバイト代、事務員賃金(支援期間中に補助事業に専従する場合)、有期雇用経費(外部専門的人材の雇用経費)、社会保険料、福利厚生費 等
諸謝金	各種指導料、コーディネート料、企画制作費、原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金、会場整理員謝金、医師・看護師謝金、要約筆記謝金、各種審査謝金、託児謝金、講師謝金 等
旅費	航空運賃、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料等、宿泊費、日当、バス借上げ費、車両費、ビザ取得経費(対象となった取組の実施期間のみ有効なビザに限る。) 等
借損料	会場使用料(付帯設備費を含む。)、機材借料、楽器借料、作品借料、リース代、権利使用料 等
消耗品費	作品制作材料費(※) 等
会議費	会議費
通信運搬費	郵送料、宅配料
雑役務費	撮影費、映像等コンテンツ作成費、音楽制作料、音楽編集料、出演料、各種スタッフ費、警備費、会場設営・撤去費、作業補助費、保管料、作品等の国内運搬費、国際運搬費(カルネ申請費を含む)、海外現地運搬費、楽器運搬費、印刷費、各種デザイン料、広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、WEB ページ作成・利用料、入場券等販売手数料、録画費、録音費、写真費、動画制作費、動画編集費、動画配信費、字幕・音声ガイド作成料、取材費、入場・見学科、会議費、海外送金手数料 等
保険料	催事保険、火災保険、損害賠償責任保険 等(旅行保険等個人が任意で加入すべき保険は除く。)
委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費(ただし、その内訳は上記の細目に該当する経費に限る。)

※ 作品（物品として実体があり機械や器具・備品に分類されるもの）の制作を行い、当該作品の所有権が応募団体に帰属する場合であって、その制作費用が50万円を超える場合は、作品の処分（売却・譲渡・廃棄等）について交付要綱等に基づく制限が生じます。処分（売却・譲渡・廃棄等）を行う場合は振興会への申請が必要となるほか、承認にあたっては当該作品制作料に係る助成金相当額を返納する必要がありますので、あらかじめご注意ください。

対象経費の詳細

※対象経費の詳細については、別途振興会 WEB サイト(下記 URL)に掲載しておりますので、そちらを参照してください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2025/r6bosyu/>

支援事業の経理

対象経費に計上している全ての経費について、支援対象期間内(令和7(2025)年6月(予定)～令和10(2028)年3月31日)に助成対象団体が自ら支払った経費であることを証明する書類(領収書、銀行振込明細書の写し等)の提出が必要となります。対象経費の支払が確実に行われていることを明らかにする観点から、支払は原則として銀行振込にて行ってください。

また、当該支援対象プロジェクトに係る経費であっても、内定日以前に支払う経費は計上できません(会場費の前払いや、早期に制作する広告宣伝物等にご注意ください。)

【解説】事業の期間と対象範囲

計上可否	助成対象期間 内定日～令和10年3月31日						
	見積	発注	納品	検収※1	請求	支払	
×	見積	発注	納品	検収※1	請求	支払	
○	見積	発注	納品	検収	請求	支払	
○	見積	発注	納品	検収	請求	支払	
△※2	見積	発注	納品	検収	請求		支払
×	見積	契約	納品				検収
×	見積	契約					納品

※1 検収とは、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認する行為を指します。

検収に当たっては、発注した者とは別の者が検収を行うよう留意してください。

※2 支払が未済であっても、事業期間内に検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明ができる場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合があります。

また、支援を受けた団体は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び銀行振込明細書等の証拠書類等を、助成対象活動の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。当振興会に提出した書類についても、必ず控え(データ提出の場合はその原本)を保管してください。

関係書類が保管されていない場合は、交付決定を取り消すとともに助成金の返還を求めることがあります。

**クリエイター等支援事業(育成プログラム構築・実践)
コンテンツ創造・海外展開における実践的な社会人育成支援【補助型】
審査要領**

I 採択案件の決定方法

応募のあった提出書類について、審査委員会(学識経験者等で構成される、クリエイター等育成プログラム構築・実践部会において区分ごとに審査を行い、原則として、各区分1件程度を採択することとして、予算規模の範囲内において各評価項目の得点合計が高い順に審査を行い、採択案件を決定する。

II 審査方法

提出書類に基づき、審査委員会において書類選考を実施する。ただし、必要に応じて面接選考の実施及び業務の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、各審査基準における全ての委員の点数の平均点(合算した点数を審査に参加した委員の人数で除した数)を算出し、それら全ての審査項目の平均点の合計を得点とする。

1. 評価項目

① 組織

ア(目標・計画) 応募団体の運営目的・使命をはじめ、組織として、海外展開を視野に入れた当該分野の専門人材を育成するための戦略が明確であり、それらを達成するための中長期的な活動目的の下でプロジェクトの目標・計画が示されていること

イ(体制) 国際的なネットワーク、クリエイター等人材育成に関する知見やノウハウを十分に有し、海外関係機関との交渉等に当たり、運営事務局やコーディネーター等、必要となる人材を適切に配置した体制となっていること

ウ(運営・財務) 人材育成の取組を推進する組織運営体制が確立されており、業務を実施する上で適切な財政基盤を有し、財務や活動環境が透明かつ適正であること

《**加点要素1**》制作現場における環境改善の取組を行っていること(フリーランスを含めたスタッフに対し契約期間開始前に契約書を交付している、ハラスメント防止の研修会をスタッフを対象に実施した等)

② 事業計画

エ(趣旨・目的) プロジェクトの趣旨・目的・構想、成果目標(EBPM(エビデンスに基づく政策立案)を含む)等が明確であり、本支援メニューの趣旨と合致した事業計画となっていること

(募集要領の「プロジェクトに盛り込むべき観点(①～④)」「プロジェクト(第Ⅰ期)に求める要件」に記載している事項をすべて満たす計画であること)

オ(質的向上) 当該分野における人材ニーズを踏まえ、必要なスキルを明確化した上で育成プログラムを実施した後、当該分野における就業・労働環境の改善の取組や、国内外の関係機関やネットワーク、専門家等から評価を得る等、更なる質的向上等に向けた取組が計画されていること

カ(予算) プロジェクトの規模や収入等に照らし、予算規模の積算内容が適切であること

《加点要素1》「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」及び/又は「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を遵守する計画であること。(アニメ区分、映画区分への応募活動のみ)

《加点要素2》社会人の就業との接続の観点から、当該分野における初等中等教育段階の教育に関する取組を行うこと(例:産業界等の連携による実践授業開発、講師派遣、教材開発、実践モデルとなるプログラム構築の連携等)

③ 人材育成

キ(育成) 育成対象者及び育成プログラムの目標設定が明確かつ適正であるとともに、目標達成のための方法及び内容等が具体性・適正性・効率性において妥当であること

ク(指導者等) 指導者の選定理由が育成方針・方法等に対して適切であるとともに、当該指導者等に高い専門性が認められること

ケ(ネットワーク) 国内外の関係者・団体等との協力や、産学官の連携体制が十分であり、育成プログラムで構築したネットワークを通じて、育成対象者が国際的なネットワークを構築し国際的に活躍していくことが期待できること

④ 海外展開

コ(国際的な場での実践の芸術性・創造性) 国際的な場での実践として想定されている取組が、高い芸術性や創造性を育成するものであること

サ(選定理由) 国際的な場での実践として想定されている実施地域、連携機関・団体、発信等を行う場の選定理由が明確かつ適正であるとともに、育成対象者が十分な経験を積むことが期待できること

シ(発信力) 広報や普及等の工夫により、育成プログラムが国内外に幅広く認知され、産業界をはじめとする社会全体において当該分野への興味関心を喚起することが期待できること

⑤ 将来性

ス(国際的プレゼンス) 育成対象者が持続的かつ国際的に活躍することにより、将来の我が国の国際的なプレゼンスの向上や文化芸術を通じた相互理解の促進が期待できること

セ(芸術面) プロジェクトの実施により得られた知見やネットワークを活用し、終了後も当該分野におけるクリエイター等の海外展開に向けた育成に貢献することが見込まれること

ソ(教育面) 育成プログラムの構築・実践を通じて、連携する企業・団体等以外の国内外の幅広い企業・団体等、大学・専門学校等教育機関との連携協力による教育、研究体制の整備、多様な人材の育成・確保が見込まれること

2. 評価基準

「①組織」、「②事業計画」、「③人材育成」、「④海外展開」及び「⑤将来性」の各評価項目について、以下の評価基準により5段階評価を行う。なお、《加点要素》については、3段階評価とする。

評価項目

大変優れている＝5点／優れている＝4点／普通＝3点／やや劣っている＝2点／劣っている＝1点

《加点要素》

大変優れている＝3点／優れている＝2点／普通＝1点